

○建築基準法施行令第百十四条第三項第三号の規定に基づく国土交通大臣が定める基準

(平成六年八月二十六日)

(建設省告示第千八百八十二号)

改正 平成一二年一二月二六日建設省告示 第二四六五号

同 一六年 五月 六日国土交通省告示第 五一二号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十四条第三項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

第一 構造

畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家の用途に供する建築物(以下「畜舎等」という。)は、次に掲げる構造のものであること。

- 一 畜舎等の外壁に避難上有効な開口部が二以上設けられており、畜舎等の各部分から当該各開口部に至る歩行経路が確保されているものであること。
- 二 畜舎等を間仕切壁により区画する場合にあっては、当該間仕切壁に開口部を設ける等により畜舎等において作業に従事する者が火災の発生を容易に覚知できるものであること。

第二 用途

畜舎等の各部分が、次に掲げる用途に供されるものでないこと。

- 一 売場、集会室その他の不特定又は多数の者の利用に供する用途
- 二 寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供する用途
- 三 調理室、浴室その他の火を使用する設備又は器具を設けて利用する用途

第三 周囲の状況

畜舎等の周囲の状況が、次のいずれかに適合するものであること。

- 一 次のイ及びロに適合する畜舎等にあつては、六メートル以内に建築物又は工作物(当該畜舎等に附属する不燃性を有する建築材料で造られたものを除く。次号において同じ。)が存しないこと。
  - イ 階数が一であるもの
  - ロ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化区域以外の区域内にあるもの
- 二 前号に掲げるもの以外の畜舎等にあつては、十五メートル以内に建築物又は工作物が存しないこと。

附 則 (平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。